

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
安芸高田市	上横田	寺川・原・岩倉・浜松	令和4年3月14日	令和4年3月14日

1. 対象地区の現状

① 対象地区における耕地面積(ha)	62.60ha
② ①のうち、アンケート調査等に回答した農業者等の耕作面積(ha)	33.88ha
③ ②のうち、75歳以上の農業者等の耕作面積(ha)	4.53ha
④ ②のうち、後継者が未定(不明)の農業者等の耕作面積(ha)	0.00ha
⑤ ①のうち、今後中心経営体が引き受ける意向がある耕作面積(ha)	3.00ha
(備考)	
i 農地中間管理機構の活用	2.07 ha
ii 基盤整備の実施	36.6 ha
iii 中山間地域等直接支払協定面積	53.23 ha
iv 多面的機能支払協定面積	55.96 ha

注1:③の年齢には、地域の実情に応じて、今後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載してください。
 注2:⑤の面積は、下記の「中心経営体」の「今後」欄の経営面積の合計から「現状」欄の経営面積の合計を差し引いた面積を記載してください。
 注3:「農地中間管理機構の活用」等の有無について、備考欄に記載してください。
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の見込み		営農範囲(集落)
		経営作物	経営面積(ha)	経営作物	経営面積(ha)	
「認農」 「法」	A	水稻、そば、野菜	24.19ha	水稻、そば、野菜	27.19ha	寺川、原、岩倉、浜松
「認農」 「法」	B	水稻	2.82ha	水稻	2.82ha	寺川、原、浜松
「認農」	C	水稻	2.55ha	水稻	2.55ha	寺川、岩倉
「認農」	D	水稻、そば	1.20ha	水稻	1.20ha	寺川、岩倉

注1:「属性」欄には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。
 注2:「今後の見込み」欄には、現状から概ね5年後の意向を記載してください。
 注3:「経営面積」欄には、当該プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

2. 対象地区の課題

対象地区は、基盤整備事業の実施から40年程度経過しており、圃場や農業用施設の劣化が進んでいる。また、圃場の山際を鳥獣害防護柵で囲んでいるが、未設置箇所から鹿や猪が侵入するため、鳥獣被害が甚大となっている。現在、地区内の農地は、中心経営体である認定農業者4経営体が中心となり耕作をしているが、後継者が未定の農業者も多く高齢化が進行しており、農地の引受け手となる担い手農業者が不足しているため、新たな担い手農業者の確保や、経営の安定化を図る必要がある。

注:「現状」を基に話し合いを通じて把握できた課題を記載してください。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

①寺川集落

A, B, C, Dを中心に農地を集約化していくが、中心経営体が対応できない際は、他集落の農業者の受入れを促進することにより対応していく。

②原集落

A, Bを中心に農地を集約化していくが、中心経営体が対応できない際は、他集落の農業者の受入れを促進することにより対応していく。

③岩倉集落

A, C, Dを中心に農地を集約化していくが、中心経営体が対応できない際は、他集落の農業者の受入れを促進することにより対応していく。

④浜松集落

A, Bを中心に農地を集約化していくが、中心経営体が対応できない際は、他集落の農業者の受入れを促進することにより対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来の方針について、集落ごと取りまとめて記載してください。

4. 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

①農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、原則として、農地を機構に貸し付けていく。また、担い手同士それぞれの経営農地の交換をすることで分散した農地の集約化を図る。

②鳥獣被害防止対策の取組方針

日本型直接支払制度を活用し、鳥獣被害防止対策に取り組む。

⑤災害対策への取組方針

日本型直接支払制度を活用し、老朽化した農業用施設の維持修繕に取り組む。

⑥その他の取組方針

日本型直接支払交付金制度を活用し、集落で草刈り作業を行う等、担い手を支援する。